

子どものオンラインゲームでの高額課金に注意！

【相談事例】

小学生の孫に、古いスマートフォンを貸してオンラインゲームをさせていたら、端末に登録されていたクレジットカード情報を使って 50 万円もの課金をしていた。返金してもらうことはできないか。 (70代 男性)

春休みや夏休みなど、学校が長期休みに入ると、オンラインゲームの高額課金の相談が増える傾向にあります。

未成年者が親権者等の同意を得ないで行ったゲームへの課金の返金は、運営会社に取消しを申し出ることになりますが、事実関係の証明が難しいことや、所有者である大人の管理責任が問われ、必ずしも返金されるとは限りません。



トラブル回避策

・クレジットカードやキャリア決済のパスワードの管理徹底！

大人のスマートフォンやタブレットを子供に渡すことは、財布を渡すことと同じくらい危険なことです。クレジットカードを使用したことのある機器には、情報が登録されて残っている場合があるので、注意が必要です。

・利用明細を毎月必ず確認！

決済完了メール、クレジットカードや電話料金の利用明細はこまめに確認しましょう。

・親子でゲームの利用ルールをよく話し合う。

ゲームへの課金は「お金」がかかるということを伝えましょう。「ペアレンタルコントロール」等の設定を活用することで、アプリのダウンロードや課金を承認制にできます。



消費生活センターキャラクター
おたまちゃん



ジャックくん

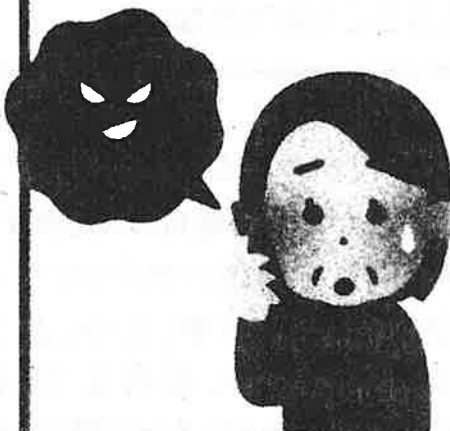
おかしいな、困ったと思ったら、
尾花沢市役所 消費生活相談窓口（市民税務課）
TEL:0237-22-1111（内線 137）

知らない番号からの不審な電話に注意！

【相談①】

＋(プラス)から始まる知らない番号から電話があったので出ると、「2時間後に電話が使えなくなる。詳しく聞くには1番を押すように。」と自動音声が出た。

そのまま電話を切ってしまったが、どうしたらよいか。
(80代・女性)



【相談②】

大手電話会社を名乗る会社から電話があり、「電話料金が未納となっている。このままだと裁判になる。」と言われ、確認のためと個人情報を伝えてしまった。

料金をコンビニから支払うように言われ不審に思って電話を切ったが問題ないだろうか。

(70代・男性)

「電話が使えなくなる」「料金の未納がある」などといった、不審な電話の相談が多く寄せられています！！

トラブル回避策



県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」

- ・＋(プラス)から始まる電話は海外からかけられたものです。知らない番号であれば無視しましょう。
- ・個人情報を聞かれても、絶対に教えないようにしましょう。
- ・行政機関や大手通信会社をかたって、「料金の未納がある。支払わなければ裁判になる。」などと言われても、1回電話を切り、落ち着いて契約している会社を確認しましょう。
- ・不安に思ったときや、間違って個人情報を伝えてしまったときはすぐに消費生活センターや警察などに相談してください。

おかしいな、困ったなと思ったら、
尾花沢市役所 消費生活相談窓口（市民税務課）
TEL:0237-22-1111（内線 137）